

民法記述式問題

Aは、Bに対して、弁済期を1年後として、1000万円を貸し付けた。Aは、当該貸金債権の履行期が到来する前に、C及びDに対して、当該貸金債権を二重に売却した。AがBに通知をする場合、CがDに対して優先するためには、どのような要件が必要か。40字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

解答例

10

15

確	定	日	付	の	あ	る	証	書	に	よ	る	債	権	譲
渡	の	通	知	が	、	D	よ	り	先	に	C	へ	到	達
し	た	こ	と	を	要	す	る	。						

(39字)

解説

■債権譲渡の第三者対抗要件

債権の譲渡の対抗要件について、467条1項は債務者対抗要件を、同条2項は第三者対抗要件を規定している。債務者対抗要件は、「譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾」をすることであり、第三者対抗要件は、「確定日付のある証書によって」譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾する必要がある。

本件におけるDは、Aより本件貸金債権を譲り受けた者であり、債務者以外の第三者であるから、確定日付のある証書による債権譲渡の通知が必要である。

では、二重譲渡がされた場合に、譲受人間の優劣をどのように決するか。判例（最判昭 49.3.7）は、「債権が二重に譲渡された場合、……確定日付のある通知が債務者に到達した日時」によって決するべきであるとしている。したがって、当該通知が、Dよりも先にCへ到達したことが必要となる。